

令和5年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

	No	国の 予算 年度	枠	地方 単独 事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑨を選択した場合、より効果があると考ええる理由	A									C その他 (一般財源や補助対象外経費等)		
												総事業費	B 交付対象経費	B 1									
														B 2				B 3				B 4	
														国のR5補正予算分 (交付限度額①) (推奨事業メニュー分)	国のR5補正予算分 (交付限度額②) (低所得世帯支援枠分) 給付費	国のR5補正予算分 (交付限度額③) (低所得世帯支援枠分) 事務費	国のR5予備費 (交付限度額④) (給付金・定額減税一体支援枠分) 給付費	国のR5予備費 (交付限度額⑤) (給付金・定額減税一体支援枠分) 事務費	国のR5予備費 (交付限度額⑥) (給付支援サービス分)				
合計											3,115,689	3,115,689	288,089	2,030,000	24,104	765,000	8,496	0	0				
住民税均等割非課税世帯への支援 (低所得枠)	1	R5_補正	低所得	○	○	○	住民税非課税世帯に対する臨時特別給付事業【物価高騰対策給付金】	I. 物価高から国民生活を守る	○	－		2,054,104	2,054,104	0	2,030,000	24,104	0	0	0	0			
住民税均等割のみ課税世帯への支援 (一体給付)	2	R5_予備	一体支援	○	○	○	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業(住民税均等割のみ課税世帯分)【物価高騰対策給付金】	I. 物価高から国民生活を守る	○	－		546,117	546,117	0	0	0	540,000	6,117	0	0			
こども加算 (一体給付)	3	R5_予備	一体支援	○	○	○	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業(こども加算分)【物価高騰対策給付金】	I. 物価高から国民生活を守る	○	－		227,379	227,379	0	0	0	225,000	2,379	0	0			
住民税均等割非課税世帯等への支援に係る本体分の事業費 (家計急変への横出し等・補正)	7	R5_補正	推奨事業	○	○	○	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業(非課税世帯に係る推奨事業分)【物価高騰対策給付金】	I. 物価高から国民生活を守る	○	－		105,000	105,000	105,000			0	0	0	0			
	10	R5_補正	推奨事業	○	○	○	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業(住民税均等割のみ課税世帯・こども加算に係る推奨事業分)	I. 物価高から国民生活を守る	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援		35,000	35,000	35,000						0			
	11	R5_補正	推奨事業	○	○	○	省エネ家電買替促進事業	I. 物価高から国民生活を守る	○	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援		148,089	148,089	148,089						0			

	N o	国 の 予 算 年 度	枠	地方 単 独 事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③予算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業 始期	事業 終期	成果目標(可能な限り定量的指標を設定)	実施状況の公表等について(HP、広報紙など)	備考1 (重点支援地方交付金の追加を踏まえた各 省庁の通知の発出状況に 記載されている 対象分野)	予算区分
住民税均等割非課税世帯への支援 (低所得枠)	1	R5 補正	低所得	○	○	○	住民税非課税世帯に対する臨時特別給付事業【物価高騰対策給付金】	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 29000世帯×70千円 事務費 24104千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 使用料及び賃借料 人件費 として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯 (29000世帯)	－	○	－	R6.1	R6.3	対象世帯に対して令和6年1月までに支給を開始する	ホームページ、広報紙等	対象分野に関連しない	R5補正(地)
住民税均等割のみ課税世帯への支援 (一体給付)	2	R5 予備	一体支援	○	○	○	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業(住民税均等割のみ課税世帯分)【物価高騰対策給付金】	【事務費についてはNo.3と共通】 ①物価高が続く中で、令和5年度住民税において、個人住民税所得割が課せられていない者のみで構成されている世帯(実施計画書No.1の給付対象世帯及び住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く)への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②住民税均等割のみ課税世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 扶助費 5,400世帯×100千円＝540,000千円 事務費 6,117千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 523千円、役務費(郵送料等) 1,374千円、業務委託料 2,625千円、使用料及び賃借料(複写機等) 282千円、人件費(時間外勤務手当等) 1,313千円] ④令和5年度住民税均等割のみ課税世帯	－	○	－	R6.3	R6.3	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	ホームページ、広報紙等	対象分野に関連しない	R5補正(地)
こども加算 (一体給付)	3	R5 予備	一体支援	○	○	○	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業(こども加算分)【物価高騰対策給付金】	【事務費についてはNo.2と共通】 ①物価高が続く中で、令和5年度住民税において、住民税均等割非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯(住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く)のうち、同一世帯に18歳以下の児童が属する世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②住民税均等割非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 扶助費 4,500人×50千円＝225,000千円 事務費 2,379千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 203千円、役務費(郵送料等) 535千円、業務委託料 1,021千円、使用料及び賃借料(複写機等) 109千円、人件費(時間外勤務手当等) 151千円] ④住民税均等割非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯(住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く)のうち、同一世帯に18歳以下の児童が属する世帯	－	○	－	R6.1	R6.3	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	ホームページ、広報紙等	対象分野に関連しない	R5補正(地)
住民税均等割非課税世帯等への支援に係る本体分の事業費 (家計急変への横出し等・補正)	7	R5 補正	推奨事業	○	○	○	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業(非課税世帯に係る推奨事業分)【物価高騰対策給付金】	①物価高が続く中で、令和5年度住民税において、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯への給付金及び事務費 ③住民税均等割非課税世帯 扶助費 1,500世帯×70千円＝105,000千円 【事務費については、No.1に計上】 ④令和5年度分の住民税非課税世帯のうち、令和5年度住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯	－	○	－	R6.3	R6.3	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	ホームページ、広報紙等	対象分野に関連しない	R5補正(地)
	10	R5 補正	推奨事業	○	○	○	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業(住民税均等割のみ課税世帯・こども加算に係る推奨事業分)	①物価高が続く中で、令和5年度住民税において、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯への給付金及び事務費 ③ i 住民税均等割のみ課税世帯 扶助費 100世帯×100千円＝10,000千円 【事務費については、No.2に計上】 ii 事業No.7及び i の対象世帯で、18歳以下の児童1人につき50千円加算 扶助費 500人×50千円＝25,000千円 【事務費については、No.3に計上】 ④令和5年度分の住民税均等割のみ課税世帯のうち、令和5年度住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯	－	○	－	R6.3	R6.3	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	ホームページ、広報紙等	対象分野に関連しない	R5補正(地)
	11	R5 補正	推奨事業	○	○	○	省エネ家電買替促進事業	①コロナ禍において高騰したエネルギー費用負担を軽減するため、市内の販売店で省エネ性能の高い家電(冷蔵庫・エアコン)への買い替えを行った生活者に対し、購入費用の一部を補助金又はかがわウェルビーポイントで還元する。 ②購入者に対する補助金又はかがわウェルビーポイント負担金及び事務経費 ③補助金: 123,750千円(購入価格の15%×5,000件 上限5万円) かがわウェルビーポイント負担金 16,500千円(購入価格の20%×500件 上限6万ポイント) 申請受付等業務委託料: 6,455千円 事務経費: 1,384千円 (内訳) 消耗品費: 71千円 印刷製本費: 81千円 郵便料等: 1,219千円 複写機使用料: 13千円 ④市民	－	－	－	R5.4	R6.3	省エネ性能の高い家電5,500台の購入費用を補助し、生活者のエネルギー費用負担の軽減に寄与する。	市HP、広報紙、店頭ポスター、のぼり、新聞、新聞折込、Facebook、LINE	対象分野に関連しない	R5当初(地)